

公募型見積合わせ説明書

滋賀県職業能力開発協会が発注する業務委託、役務の提供（以下「業務委託等」という。）に係る契約に関し、見積の公告に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

なお、公募型見積合わせとは、随意契約のうち業務委託等の発注案件を、滋賀県職業能力開発協会ホームページに公開し、広く事業者に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者と契約を締結する。

1 公募型見積合わせに付する事項

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| (1) 業務名 | 滋賀県事業内職業訓練センター敷地内剪定等業務 |
| (2) 業務の概要 | 仕様のとおり |
| (3) 仕様等 | 仕様のとおり |
| (4) 履行期間 | 令和5年6月または7月に1回、令和5年9月または10月に1回の全2回 |
| (5) 履行場所 | 滋賀県事業内職業訓練センター（大津市南郷五丁目2番14号） |

2 見積参加資格

見積公告に示すとおりとする。

なお、見積参加資格については、公告日から採用決定までの間当該資格を満たしていなければならない。

3 公募型見積合わせに係る一般的事項

- (1) 見積参加者は、見積公告、本説明書及びは請書（案）等を熟覧し、承諾の上で見積りを行わなければならない。この場合において、当該発注手続について疑義がある場合は、見積公告に示す者に説明を求めることができる。

ただし、見積書提出後、当該発注の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 見積参加者は見積りに要した費用は、すべて当該見積参加者負担とする。
- (4) 見積参加者は見積りに際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 公募型見積合わせの参加方法

- (1) 2の参加資格がある者であれば、いずれの者であっても参加することができる。
- (2) 見積書の提出場所及び提出期限は、見積公告に示すとおりとする。
- (3) 見積書の様式は任意の様式とするが、次の各号に掲げる事項を記載すること。

ア 日付

イ 見積参加者の住所、氏名及び印鑑の押印

ウ 電話番号

エ 見積額（契約期間の総額、消費税を含むこと）

オ 単価

カ 合計

5 契約の締結

(1) 契約の締結は、見積公告に示す請書（案）により行うものとします。

(2) 契約の相手方は、遅滞なくに契約を締結するものとする。

(3) 支払い条件等

適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。